

# 要求実現のためにも 仲間を増やそう

# 2016 春闘

## 16春闘アンケート中間集計

# 生活実感「苦しい」が6割強 人員足らず(76%)で業務増(60%)



「戦争に反対するのは労働組合の本務」と訴える日比野さん



西本孝雄委員長は、非正規の中で悩みを共感

門真市職労 非正規職員のみんこ 3月3日～4日

西本孝雄委員長は、非正規の中で悩みを共感。門真市職労は、正規も非正規の仲間も働きやすい環境に向け、組織率を高めて要求実現へ奮闘していきます。

大阪自治労連は、春闘にむけ、「働きがいのある職場をつくるための2016年大阪自治労連要求アンケート」を取り組みました。

アンケートは、闘争の出発点であり、組合員・職員の生活・労働実態を把握し、要求づくりの基本となるものです。今回、中間集計がまとまりましたので報告します。

戦争法廃止のためにも労働組合を大きく

大阪自治労連は2月27日・28日に大阪市内で春の組織・共済強化拡大交流会を開催しました。

新聞労連近畿地連の日比野敏陽委員長は講演で、「安倍政権が放送法に関わりマスコミに政治的圧力をかけているのは、憲法に保障された『表現の自由』を制限しようとしていること」と指摘しました。そして、「戦争に反対するのは労働組合の本務。労働組合の役割と組織を大きくするために共にかんばりましょう」と呼びかけました。

### 春の組織・共済強化拡大交流会

おおよそ9条の会事務局長で関西大学法学部の吉田栄司教授からは「公務の現場のみなさんが、署名の運動をすすめていただきたい」と自治体労働者への期待が寄せられました。

共済は労働組合の原点。組織拡大に役立てよう

自治労連共済副理事長の清水一成さんは、「共済活動は労働組合の原点。組織強化拡大に役立てましょう」と話されました。

実践報告では、自治労連共済の特別重点支援のとりくみに挑戦した松原市職労の峠田和美委員長が「とりくみをきっかけに、組織の点検がすすんだ。組合役員の共済活動への認識が深まり、運営委員と書記の2人だけの活動から役員全体での活動に変わり、それぞれの成長につながった」と経験を語りました。

### 門真市職労 非正規職員のみんこ

3月3日～4日

非正規の中で悩みを共感

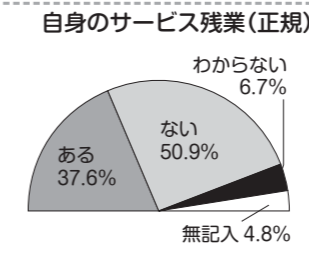
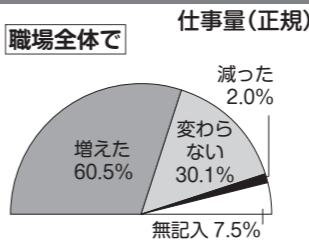
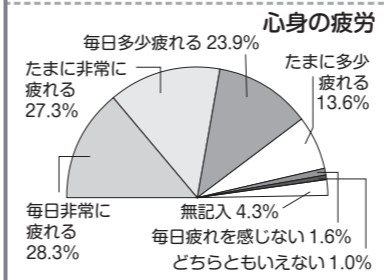
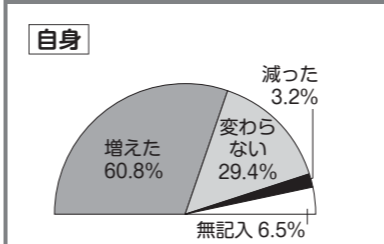
関西電力が住民の反対や周辺自治体の不安を押し切って高浜原発を再稼働する中、3月5日に大阪市内で「なくせ原発！再稼働はんたい！3・5大阪大集会」が開催され、850人が参加しました。福島からの報告では、まさに福島が切り捨てられている現状と、原発再稼働に突き進む安倍晋三政権への怒りが訴えられました。集会終了後、参加者でパレードを行いました。



パレードで「原発もうケッコー」と訴える

## 電気は足りてる！ 高浜原発の 再稼働はிரない！

なくせ原発！再稼働はんたい  
3・5大阪大集会



■生活実感 「かなり苦しい」と「やや苦しい」をあわせると62.4%、非正規では70.5%にも上ります。家計のなかで切りつめている項目(2項目まで選択)では、1位が「食費」で42.2%、2位が「被服費」で40.7%、3位が「教養・娯楽費」で25.0%などとなっています。非正規では「食費」が47.4%と半数近くに上っています。

■職場の人員 「足りない」が67.6%(正規では76.3%)、昨年と比べて仕事量が職場全体で「増えた」が53.4%(正規では60.5%)、自身で「増えた」が53.0%(正規では60.8%)、サービス残業が「ある」は正規で37.6%で、月平均13.5時間としています。

■休暇 年休は1番多いのが「6日～11日未満」で42.9%、年

■賃金・労働条件 職場の働く条件で改善してほしい(3項目まで選択)のは、1位が「賃金・一時金の引き上げ」で61.9%、2位が「人員の増員」で41.4%、3位が「非正規雇用の待遇改善、正規職員化」で29.6%などとなっています。

■「査定賃金」 「導入すべきでない」が37.3%と「導入すべきである」(10.4%)の3倍以上もあり、その理由(2項目選択)で1番多いのが、「評価を公正にできるか疑問」で52.1%となっています。

■憲法と「戦争法」 日本国憲法を「守るべきだ」が49.7%で、「改正すべきだ」の15.4%を、安倍内閣が強行採決した戦争法(安全保障関連法)は「廃止すべき」が43.9%で、「廃止すべきでない」の12.3%をいずれも大きく上回っています。

体の使い道(3項目まで選択)は、1位が「家の用事」で61.5%、2位が「本人の疲労回復・休養」で39.9%などとなっています。女性で生理休暇を「とっていない」が53.0%となっています。

今月のキーワード  
駆けつけ警護

「駆けつけ警護」は安全保障関連法で新たに盛り込まれた活動のことです。PKOや国際機関の要請などに基づく国際平和協力に参加する自衛隊が、自らと同じ目的で活動している他国軍隊やNGO職員などが危険に遭遇し、救援要請を受けた場合に武器を使って助けに行く行為のことです。政府は、現地の治安当局や国連PKOの部隊などからの情報を得て、自衛隊の部隊長の判断で実施を決めるとしています。駆けつけるのは、①自衛隊が安全を確保して対応できる②現地の治安当局や他国の部隊よりも速やかに対応できる場合としています。

ジェンダー平等にむけて  
女性差別撤廃条約

1993年の「世界人権会議」の議題に「女性の権利」がないことが前年発見され、1979年に女性差別撤廃条約を制定、現在189カ国が加盟しています。何より大切にしているのは「人間の尊厳」で、その「人間としての尊厳」を確保するためのルールとして人権があり、女性の人権を具体化しているのがこの条約です。日本は1985年に条約に批准していますが、締約国が4年ごとに制度として行う国家報告にほとんど答えることができていないのが現状です。